

別紙4 公募条件の概要 (素案)

1. 民営化に係る運営事業者の応募条件について

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 応募の資格を有するものは、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の定めるところにより社会福祉事業を行うために設立された社会福祉法人またはその設立予定者（以下「法人」という。）であること。
※社会福祉法人設立予定者とは医療法人等が、新たに社会福祉法人を設立する場合を想定している。
- (2) 社会福祉事業に熱意と見識があり、措置施設である養護老人ホーム運営に意欲を有するとともに、長期間継続して安定的な施設運営とサービスの提供ができる資金の調達、人材の確保等が十分に可能であること。
- (3) 法人及びその代表者並びに役員等が次の全ての項目に該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - イ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定の取消しを受けたことがある法人
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続中の法人
 - エ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者及び禁固刑以上の刑に処せられている者
 - オ 国税又は地方税を滞納している法人
 - カ 法人所轄庁から、必要な措置の命令、業務の停止命令、役員解職勧告又は解散命令を受けているもの
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体並びに暴力団の構成員若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある者
- (4) 今まで法人運営・施設運営等に関して過去に重大な問題等を起こしたことがないこと。
- (5) 今まで法人運営・施設運営等に関して、国、県又は市町村から受けた指摘事項がすべて改善済みであること。

2. 民営化後の運営に関する条件について

- (1) 経営譲渡を受けた養護老人ホームの運営開始（民営化）期日は、令和10年4月1日を予定とする。
- (2) 壱岐市立老人ホーム（以下「市立老人ホーム」という。）の民営化後の運営は、経営移譲を受けた運営事業者自らが運営すること。
- (3) 市立老人ホームの経営移譲を受けた運営事業者（以下「運営事業者」という。）は、経営移譲を受けた日から、少なくとも10年以上は、老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームとして運営を行わなければならない。10年経過後もやむを得ない事情により、養護老人ホーム事業を廃止する場合は、事前に本市と協議しその承認を得ること。
必須事業である養護老人ホーム事業の運営に差し支えない限り、他の高齢者福祉サービスの実施は妨げない。
- (4) 入所定員数及び入所基準について
 - ア 経営移譲を受けた養護老人ホームの入所定員は、110人とする。定員数の変更を行う場合は、本市と協議しその承認を得ること。
 - イ 現在の入所基準を変更する場合は、本市と協議しその承認を得ること。
- (5) 入所者の処遇等について
 - ア 現在の入所者について、入所者本人（その家族等を含む。）が引き続き、民営化後も入所を希望する場合は、運営事業者は、その希望に応じること。
 - イ 現在行っている入所者へのサービス等（活動・行事含む。）について、民営化後も維持・向上するものとし、やむをえずサービス等の内容を変更又は廃止する場合は、入所者本人（その家族等を含む。）に十分な説明を行い、一定の移行期間を設けるなど、その心情等に配慮すること。
また、入所者と話合いの場を設け、意見や要望について、対応できる事案は対応すること。
 - ウ 入所者に対して、法令等で定める負担金、現在徴収している使用料、その他実費負担分以外の負担金等は徴しないこと。
ただし、入所者（家族を含む。）に十分な説明を行い、同意を得た場合を除く。
- (6) 緊急での入所要請、困難事例への対応について
 - ア 運営事業者は、本市から虐待など緊急での入所要請があった場合、原則対応すること。困難事例（精神疾患、認知症、身寄りのない高齢者など）の入所要請についても誠意をもって最大限対応すること。

- イ 措置入所以外に壱岐市高齢者緊急一時保護事業（創設予定）を受託し、本市からの要請に応じて、高齢者の一時保護を行うこと。

(7) 職員の雇用について

- ア 現在、市立老人ホームに勤務する本市の正規職員については、民営化後、本市へ所属替えとなる。運営事業者は円滑な施設運営のため、市立老人ホームに勤務している会計年度任用職員が、民営化後も引き続き勤務することを希望する場合は、原則として引き続き雇用すること。
- イ フルタイムの会計年度任用職員は、原則、運営事業者の正規職員として雇用するように努め、パートタイムの会計年度任用職員についても、本人が希望する場合は、可能な限り運営事業者の正規職員としての雇用に努めること。
- ウ 民営化後に運営事業者で雇用する会計年度任用職員の給与等については、民営化前の水準となるように努め、その処遇改善や能力向上を継続的に図ること。

(8) 関係機関との連携、地域との交流等について

- ア 運営事業者は、長崎県及び本市の保健福祉政策に協力し、本市の高齢者福祉の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にし、必要に応じて入所者の専門的処遇や医療・介護・福祉サービスの調整に努めること。
- イ 運営事業者は、地元自治公民館及び地域住民との友好的関係構築を図り、地域活動に協力するなど地域に根差した施設づくりに努めること。
- ウ 運営事業者は、食材料・燃料など日常的な購入は可能な限り、現在の納入業者や地域内の業者を活用するように配慮すること。

(9) 本市職員による調査等の受け入れについて

運営事業者は、民営化後、本市から施設運営状況や入所者処遇に係る書面・現地調査などの要請があった際は受け入れ、そこで受けた指示等については従うこと。

3. 財産に関する条件について

(1) 土地について

- ア 土地については、運営事業者への10年間の無償貸付を想定している。契約期間満了後の契約条件等は、契約期間満了の6カ月前までに本市と協議し、決定する。
- イ 運営事業者は、貸し付けた土地の転貸又は建物の賃借権の第三者への譲渡は行ってはならない。
- ウ 貸付け後の敷地内における樹木・植栽の管理（剪定・除草・清掃）及び構築物（フェンス・外灯など）の維持補修は、運営事業者の負担とする。

(2) 建物について

- ア 建物については、運営事業者への無償譲渡を想定している。
- イ 運営事業者は、譲渡を受けた建物を少なくとも 10 年間は 2 の(3)において指定した施設の運営に供しなければならない。
- ウ 建物の所有権移転等に関する手続き及びその費用は譲渡を受ける運営事業者の負担とする。
- エ 市立老人ホームに隣接する納骨堂についても、その管理（供養等含む）を本市より引き継ぐこと。管理費用等については、別途協議する。

(3) 物品及び設備等について

- ア 現在、市立老人ホームが所有している物品及び設備等については、原則、無償で運営事業者へ譲渡する予定である。ただし、本市が認めるものに限り、耐用年数に達していないもので、残存価値（価格）が大きいものは双方の協議により決定する。
- イ 賃貸借（リース）契約により使用している物品及び設備等については、運営事業者へ継承できるものは、残存する賃借料とともに運営事業者へ継承予定とする。
- ウ 運営事業者が必要としないものの取扱いは、双方の協議により決定する。

4. 新施設整備（改築）計画について

現施設は改築より 35 年が経過し、老朽化が進んでいる。新施設は経営移譲を受けた運営事業者において、民間資本により整備を行うことを想定している。令和 15 年度頃を目途に、本市と協議のうえ、新施設の改築整備計画を策定すること。

5. その他の条件について

- ア 民営化後の施設の名称は、運営事業者が本市と協議のうえ、承認を得てから決定し、その周知を図ること。
- イ 民営化直後の施設運営に支障を招かないように、遅くとも民営化期日の 6 カ月程度前には、実務上の本市との打ち合わせを開始するなど、引継ぎには万全を期すること。
- ウ 民営化に際して必要となった書類作成や諸手続きに要した経費は、すべて運営事業者の負担とすること。
- エ 民営化に関する関係官庁への許認可申請に係る諸手続きについては、すべて運営事業者の責任（諸経費含む）において、運営開始日までに認可を受けるものとする。